

第 **3** 章

目標達成に向けた施策の展開

	ページ
第 1 節 環境保全施策の新たな体系	・・・18
第 2 節 施策の展開	・・・18

第 3 章

目標達成に向けた 施策の展開

● 第1節 環境保全施策の新たな体系

第2章で提示した目指すべき環境像及び基本目標を踏まえた環境保全施策の新たな体系は右の図のようになります。

右ページに新たな体系図を示します。



● 第2節 施策の展開

基本目標の達成に向けて区民、事業者、区が協働で実現を目指す方向を **施策の基本方針** とし、達成状況を把握するための **主な指標** 及び **数値目標** を設定しました。

区民、事業者との協働を基本として、区が取り組む **施策の目標** 及び **主な施策** を示します。

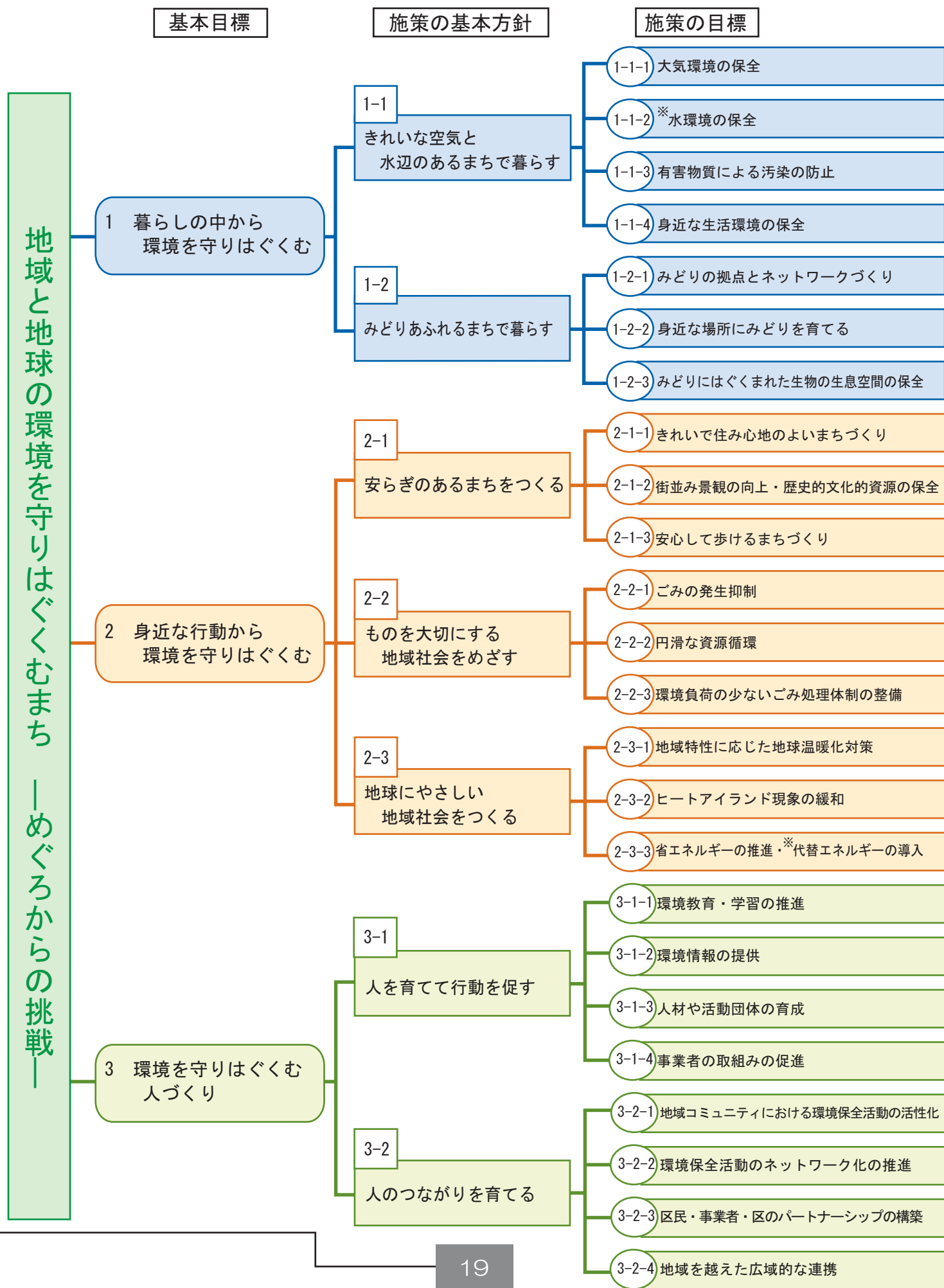
21 ページ以降に

「**施策の目標**」と「**主な施策**」を示します。



注：※印が付されている用語については、巻末附属資料の「用語説明」を参照。

目黒区環境基本計画の体系図



基本目標 1 「暮らしの中から環境を守りはぐくむ」

施策の基本方針

1-1 きれいな空気と水辺のあるまちで暮らす

私たちの日々の暮らしや事業活動が、地域の生活環境にどのように影響しているか継続的に調査・分析し、その結果に基づいて環境の悪化を未然に防止するとともに、環境にやさしい暮らしへの転換を図っていきます。自動車への依存を減らす生活スタイルの実行や、水循環のしくみを理解し生活排水等による汚濁防止を心がけ、有害物質の適正管理とお互いの生活環境を守るための近隣公害の発生抑制に努めることで、安全で快適な生活環境の保全を目指します。

主な指標項目	数値目標
環境基準 (大気・水質・土壌・騒音)	環境基準達成率の向上 (各項目ごとの基準を達成すること)
揮発性有機化合物 (VOC) 排出量	平成 22 年度までに 30%以上削減 (平成 12 年度比) (大気汚染防止法)

※ 以下、年度の記載がないものは、平成 23 年度までの目標です。

施策の目標

1-1-1 大気環境の保全

施策のすすめ方

東京都の[※]ディーゼル車規制などにより、[※]二酸化窒素や[※]浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質は減少し、環境基準を達成しています。一方、[※]光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、大きな改善が見られず、また、揮発性有機化合物（VOC）排出量の削減に向けた取組みも重要となっています。

自動車排出ガス対策は、引き続き国や東京都と連携した[※]局地汚染対策を進めていきます。さらに、大気環境の調査内容及びその結果を区民にわかりやすく周知し、区民、事業者に現状を理解してもらうことにより、自動車利用の抑制や、工場排出規制の自発的な取組みを求めています。

また、[※]フロンガスなどの排出抑制や代替ガスへの転換に関する普及啓発を引き続き行います。

主な施策

- ★● 揮発性有機化合物（VOC）対策
- ★● 光化学スモッグ対策
 - 大気環境の監視・測定
 - フロン回収の促進及び代替物質への変換
 - 工場・事業場への排出規制の実施
 - 自動車排出ガス対策（公共交通機関の利用促進）

（★は新たに設定した施策）

施策の目標

1-1-2 水環境の保全

施策のすすめ方

河川や地下水の水量や水質を健全に保ち、水資源の大切さを区民に知ってもらうための啓発活動を行います。公共施設における雨水利用施設の整備を先導的に実施し、区民の雨水利用促進を図ります。

目黒川は、流域の都市化が進んだ昭和50年前後には汚れた川でしたが、清流復活事業として、^{*}高度処理された下水処理水を送水したことにより、水質が大幅に改善され、川に魚や鳥が戻り、水辺環境も回復してきました。今後も、これまでの水質汚濁対策を引き続き推進します。

主な施策

- ★ ● 河川水質の状況把握
- 河川環境の改善
- ★ ● 地下水汚染の実態把握
- 地下水の揚水量規制
- 湧水の定期的な調査
- ★ ● ^{*}雨水利用システムの導入・検討（公共施設への設置、区民への普及）
- ^{*}総合治水設備の整備（^{*}雨水流出抑制施設、^{*}透水性舗装等）
- 工場・事業場への排水規制
- 事業所排水の水質管理の徹底

（ ★ は新たに設定した施策 ）

1-1-3 有害物質による汚染の防止

施策のすすめ方

現代に生活する私たちの周りには多くの化学物質等があり、その使用や廃棄にともない、アスベストや^{*}ダイオキシン類などの有害物質による汚染が問題になっています。

区民が安全で安心な生活を営めるよう、法令に基づく化学物質の適正管理を進めるとともに、分布状況や有害性などの情報を収集し、情報提供に努めます。また、化学物質を取り扱う事業者による自主的な管理の改善を支援します。有害物質による土壌・地下水汚染に関しては、工場跡地等の浄化対策を汚染者負担の原則により実施します。

主な施策

- ★ ● アスベスト対策
- 「^{*}ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境汚染の防止
- ^{*}有害化学物質についての情報収集や啓発
- 化学物質の適正管理
- 工場跡地等の土壌汚染対策・地下水汚染の監視・測定・調査体制の整備

(★ は新たに設定した施策)

施策の目標

1-1-4 身近な生活環境の保全

施策のすすめ方

騒音、振動及び悪臭は、各種公害苦情件数の中で大きな比重を占めており、その発生源も多様化しています。

自動車交通量の増加による騒音・振動、隣接した工場、作業場からの騒音・振動、さらに飲食店など商業施設からの悪臭など、^{*}都市生活型公害の状況を把握し、対策を進めていきます。

日常生活音、飲食店の臭気、エアコンの室外機の騒音などの近隣の公害に関しては、区民同士がお互いに相手を思いやり、健全な近隣関係が維持できるよう、情報提供を徹底し、環境配慮への理解を高めていきます。

主な施策

- ★ ● 自動車交通騒音・振動の状況把握
 - 騒音、振動、悪臭、粉じん、電波障害、地盤沈下等に係る相談・調整の充実
 - 工場、事業場、工事、建設作業における騒音・振動の規制・指導
- ★ ● 地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成の推進
 - 土地利用の適正化及び沿道対策（^{*}緩衝建築物の誘導等）
 - 生活排水に関する環境配慮の啓発

（ ★ は新たに設定した施策 ）

1-2 みどりあふれるまちで暮らす

近年、住宅の建替えやマンション化、業務系ビルの建築など土地利用の変化により、まちのみどりが減少しつつあります。

みどりを守るとともに、大きな樹木の保全に努め、みどりの拠点とネットワークづくりを行っていきます。これらの取組みは、本計画の重点プロジェクトである「風の道」づくりにつながり、ヒートアイランド現象の緩和策としても効果があることから、一層推進していきます。施策を進めるにあたっては、「目黒区みどりの基本計画」との整合を図ります。

また、区民が身近なところでみどりを実感できるように、家庭内、事業所内に日常的に触れ合える小さなみどりを導入し、自然と人との共生する生活空間の創造に努めます。

「みどり」とは
コラム p28

主な指標項目	数値目標
※緑 被 率	現状 17.1%を 平成 27 年度までに 20% (目黒区みどりの基本計画)
1 人あたりの公園面積	現状 1.77m ² / 人 平成 27 年度までに 2.0m ² / 人 (同上)
野鳥の年間確認数	50 種以上を維持 (同上)

施策の目標

1-2-1 みどりの拠点とネットワークづくり

施策のすすめ方

公園や雑木林、並木などみどりの拠点は、四季を感じ、自然と触れ合える憩いの場です。そして、まとまったみどりには^{*}二酸化炭素を吸収しヒートアイランド現象を緩和する効果があります。また、騒音低減及び強風時の防風などの生活にやさしい作用もあります。

自然性の高い樹林やまちの^{*}ランドマークとなる樹木などのみどりの保全を図るほか、区民の休息やレクリエーションなどの活動、地域のみどりの拠点として公園を整備していきます。また、住民が参加できる公園の維持管理や、区民がレクリエーションを楽しみながら、郷土の自然や歴史に親しめるよう、区内の代表的な公園、緑地等についてネットワーク化を進めるなど、みどりの拠点の保全、創出、育成とネットワークづくりに積極的に取り組んでいきます。

主な施策

- みどりの保全
- 公園・緑地等の整備
- 公園利用の促進
- 公園・^{*}緑地のネットワーク化
- 開発行為に伴う公園・緑地の確保

1-2-2 身近な場所にみどりを育てる

施策のすすめ方

区内のみどりの約6割が民有地にあり、住宅地の開発に伴い「まとまりのあるみどり」や「大きな樹木」等が減少する傾向にあります。

こうしたみどりの減少を防ぐため、建築行為や開発行為などに合わせた緑化の指導や、まちのみどりとして効果の高い接道部（道路に面した部分）、屋上、壁面を対象とした緑化助成を行います。さらに、区民の参加意識を高めながらみどりを守り育てるため、みどりの基金や[※]住民参加型市場公募債などの創設について調査・検討します。公共施設についても、民有地の緑化を普及促進する際の模範となるように、積極的に緑化を行います。

また、区民のみどりへの関心や興味を呼び起こすような情報提供や区民の緑化活動に対する支援を行うとともに、日ごろからみどりと接し、みどりとともに生活できるスタイルを定着させるため、小さなみどりを増やす取組みを進めていきます。

主な施策

- 民有地の緑化
- 公共施設の緑化
- 地域の緑化
- 公園・緑化のPR
- 区民活動に対する支援

施策の目標

1-2-3 みどりにはぐくまれた生物の生息空間の保全

施策のすすめ方

公園などの緑地や河川などの水辺は、野鳥や昆虫などの身近な生物が生息するための場を提供しています。

こうした身近なところでの自然とのふれあいは、自然に対する理解を深め、自然環境の保全の意識をはぐくむ大切な機会です。

学校での^{*}ビオトープの管理・保全、家庭における小さな自然づくり（巣箱の設置等）、身近な場所での自然環境づくりを進めるとともに、子どもから高齢者まで参加しながら学べる様々な機会を設けることにより、自然への関心を高め、自然保護意識の醸成を図ります。また、社会情勢の変化やまちづくり状況を踏まえて、みどりの変化を継続的に把握するため、自然環境等の調査を行っていきます。

主な施策

- みどりの多様性を活かした緑化
- みどりと環境の学習
- 公園・緑化のPR
- 緑化に関する制度の充実
- 区民活動に対する支援
- 河川等の水辺の植栽

コ・ラ・ム 「みどり」とは・・・

みどりを育てることは、水や土や昆虫をふくめ、みどりの生存する環境を育てることです。

みどりとのふれあいは、一人ひとりの心を豊かにし、生命や自然を尊ぶ気持ちをはぐくんでくれます。

目黒区みどりの基本計画では、「みどり」を次のとおりとしています。

- 自然性の高いみどり
- まちを飾るおしゃれなみどり
- 文化を伝えるみどり
- 人と人との交流のみどり
- まちを守るみどり